

## 日本キャロム連盟規約

1997年10月11日  
最終改正 2025年8月31日

### (名称)

第1条 本連盟は日本キャロム連盟と称する。英語表記を Japan Carrom Federation とし、略称を JCF とする。

### (目的)

第1条 本連盟は、スポーツゲームとしてのキャロムを通じて、子供からシニアまで愛好者相互の親睦を深め、競技技術の向上に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 国際キャロム連盟 (International Carrom Federation) から承認された日本で唯一の団体として、キャロムの普及に努める。

### (会員)

第4条 1 日本に在住する者で、キャロムを愛し、本連盟の目的に沿った活動をするをもつて、本連盟の会員資格とする。

2 会員は、個人会員及びクラブ会員とする。

### (個人会員)

第5条 1 入会する場合は、必要事項(氏名、住所、連絡先)に入会費1千円を添えて本連盟に申し出る。

2 会員は、別途定める年会費を本連盟に納入しなければならない。

ただし、入会した初年度の年会費の納入は免除する。

3 納入された会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

### (クラブ会員)

第6条 1 キャロムクラブが入会する場合は、事前に本連盟と協議しなければならない。

2 キャロムクラブに日本人が含まれていない場合は、入会を認めない。

3 キャロムクラブの代表者は、本連盟の会員に相応しい者を推薦する。

4 クラブ会員の入会費及び年会費は、本連盟とキャロムクラブ間で協議の上、定める。

5 納入された会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

### (役員)

第7条 1 本連盟の役員は、会長1名、理事3名及び監事1名とし、理事会を構成する。

2 会長は、理事及び監事を指名する。

3 理事及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (役員の仕事)

第8条 1 会長は本連盟を統括し、運営の中心となって、本連盟を代表する。

- 2 理事の分担する任務内容は会長が決定する。
- 3 監事は、決算の監査を行う。

(理事会)

- 第9条 1 理事会は 会長が必要に応じ召集し、規約改正等運営上の重要事項を決定する。
- 2 理事会の議事は、理事の過半数をもって議決する。
  - 3 理事会の開催及び議事は、電子メール及びオンライン会議で代替できる。

(会計)

- 第10条 1 本連盟の経費は、入会費、年会費その他の収入をもって充てる。
- 2 本連盟の会計年度は、暦年とする。
  - 3 本連盟の収支決算は、毎会計年度終了後1ヶ月以内に会長が作成し、監事の意見を付し、理事会の議決を経なければならない。

(国際大会への派遣)

- 第11条 会長は、国内大会参加状況、競技レベル及び本連盟への貢献度を勘案して国際大会への派遣者を決める。
- ただし、外国籍の者の派遣は、国際キャロム連盟の定めに従う。

(名誉会長)

- 第12条 理事会は、10年以上会長の職にあった者に、名誉会長の呼称を与えることができる。

(規約改正)

- 第13条 本規約の改正は、理事会において協議し、過半数の同意をもって、これを行う。

(附則)

- 1 本規約にない事項は、理事会において協議の上、決定する。
- 2 本規約は、2005年1月1日よりその効力を生じる。
- 3 本規約は、2025年9月1日よりその効力を生じる。